

# 6 申告書（第一表及び第二表）の記入

## step.18 申告書第二表を記入する

付表4-3から、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目		転記元項目等
課税標準額		① 付表4-3の①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤ 付表4-3の①-1A欄の金額
	7.8%適用分	⑥ 付表4-3の①-1B欄の金額
消費税額		⑦ 付表4-3の①-1C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮ 付表4-3の②A欄の金額
	7.8%適用分	⑯ 付表4-3の②B欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰ 付表4-3の⑤C欄の金額
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱ 付表4-3の⑤C欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳ 付表4-3の⑩欄（プラスの場合）又は⑩欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓ 付表4-3の⑩欄（プラスの場合）又は⑩欄（マイナスの場合）の金額

## step.19 申告書第一表を記入する

申告書第二表及び付表4-3から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目等
課税標準額		① 申告書第二表の①欄の金額
消費税額		② 申告書第二表の⑩欄の金額
貸倒回収に係る消費税額		③ 付表4-3の③C欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④ 付表4-3の④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤ 申告書第二表の⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥ 付表4-3の⑥C欄の金額
	控除税額小計	⑦ 付表4-3の⑦C欄の金額
控除不足還付税額		⑧ 付表4-3の⑧欄の金額
差引税額（100円未満切捨て）		⑨ 付表4-3の⑨欄の金額

※ 申告書第一表⑨欄の差引税額が48万円超の場合は、令和6年分の中間申告・納付が必要となります。  
15ページを参照してください。

## step.20 申告書第一表⑩中間納付税額を記入する（令和5年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和5年の消費税の中間納付税額の合計額を、申告書第一表⑩欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付税額は印字されません。最終の中間申告分まで（3回分又は11回分）の消費税額を合計し、申告書第一表⑩欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付税額の金額をご確認ください。

## step.21 申告書第一表⑩納付税額を計算する

申告書第一表⑨差引税額が⑩中間納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑩欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表⑩欄は空欄のまま、step.22に進んでください。

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑩納付税額}$$

### 設例 甲野商店の場合

納付税額は、次のように求められます。  
(申告書第一表⑩欄に記入)

$$\text{差引税額 (100円未満切捨て)} \quad 231,200\text{円} - 0\text{円} = 231,200\text{円}$$

## step.22 申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

申告書第一表⑩中間納付税額が⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑫欄に記入します。

$$\text{⑩中間納付税額} - \text{⑨差引税額} = \text{⑫中間納付還付税額}$$

## step.23 申告書第一表⑮欄及び⑯欄に課税期間及び基準期間の課税売上高を記入する

申告書第一表⑮欄にこの課税期間の課税売上高を記載します。

なお、輸出等の免税売上げがある場合には免税売上高を加算し、申告書第一表⑤欄に記載がある場合には、課税売上げに係る返品、値引き又は割戻しの金額に100/108又は100/110を掛けた金額を差し引いて記載します。令和5年分の基準期間は、令和3年分です。令和3年分の課税売上高を申告書第一表⑯欄に記入します。

## step.24 申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する

付表4-3から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目			転記元項目等
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表4-3の⑩欄の金額
	差引税額	⑱	付表4-3の⑪欄の金額
譲渡割額	還付額	⑲	付表4-3の⑫欄の金額
	納税額	⑳	付表4-3の⑬欄の金額

## step.25 申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する（令和5年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和5年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書第一表㉑欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（3回分又は11回分）までの地方消費税額を合計し、申告書第一表㉑欄に記入してください。

※「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付譲渡割額の金額をご確認ください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

申告書（第一表  
及び第二表）  
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## step.26 申告書第一表㉔納付譲渡割額を計算する

申告書第一表㉔納税額が、㉑中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表㉔欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表㉔欄は空欄のまま、step.27に進んでください。

### 設例 甲野商店の場合

納付譲渡割額は、次のように求められます。  
(申告書第一表㉔欄に記入)

$$65,200 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 65,200 \text{ 円}$$

$$\text{㉔納税額} - \text{㉑中間納付譲渡割額} = \text{㉔納付譲渡割額}$$

## step.27 申告書第一表㉕中間納付還付譲渡割額を計算する

申告書第一表㉑中間納付譲渡割額が㉔納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表㉕欄に記入します。

$$\text{㉑中間納付譲渡割額} - \text{㉔納税額} = \text{㉕中間納付還付譲渡割額}$$

## step.28 申告書第一表㉖消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（納付又は還付）

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、その計算結果を申告書第一表㉖欄に記入します。  
なお、計算結果がマイナス（負の値）の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号（-）を記入してください。

$$\left( \text{㉑納付税額} + \text{㉔納付譲渡割額} \right) - \left( \text{㉑控除不足還付税額} + \text{㉒中間納付還付税額} + \text{㉓還付額} + \text{㉕中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{㉖消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

### 設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の合計納付税額は、次のように求められます。

(申告書第一表㉖欄に記入)

$$\left( \text{納付税額 } 231,200 \text{ 円} + \text{納付譲渡割額 } 65,200 \text{ 円} \right) - \left( \text{控除不足還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{還付額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付譲渡割額 } 0 \text{ 円} \right) = 296,400 \text{ 円}$$

ここまでの計算結果を記入した申告書第二表

課税標準額	※申告書(第一表)の①欄へ	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円										01								
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0						
													1	6	7	1	7	0	0	0	
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②																			
	4 % 適用分	③																			
	6.3 % 適用分	④																			
	6.24 % 適用分	⑤																			
	7.8 % 適用分	⑥																			
(②～⑥の合計)		⑦																			
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧																			
	7.8 % 適用分	⑨																			
	(⑧・⑨の合計)	⑩																			
消費税額	※申告書(第一表)の②欄へ	⑪																			
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫																			
	4 % 適用分	⑬																			
	6.3 % 適用分	⑭																			
	6.24 % 適用分	⑮																			
	7.8 % 適用分	⑯																			
返還等対価に係る税額	※申告書(第一表)の⑤欄へ	⑰																			
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱																			
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲																			
(⑲～⑳の合計)		⑳																			
地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4 % 適用分	㉑																			
	6.3 % 適用分	㉒																			
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓																			

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。  
 (注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の税額計算

地方消費税の税額計算

申告書(第一表及び第二表)の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

ここまでの計算結果を記入した申告書第一表

この申告書による消費税の税額の計算		
		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
課税標準額	①	167170000 03
消費税額	②	1156022 06
貸倒回収に係る消費税額	③	
控除額	控除対象仕入税額	924817 08
	返還等対価に係る税額	
	貸倒れに係る税額	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	924817
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	
	差引税額 (②+③-⑦)	231200 15
	中間納付税額	00 16
	納付税額 (⑨-⑩)	231200 17
	中間納付還付税額 (⑩-⑨)	00 18
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	
	差引納付税額	00 20
	この課税期間の課税売上高	16717844 21
	基準期間の課税売上高	14951456
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額	控除不足還付税額	
	差引税額	231200 52
譲渡割額	還付額	
	納税額	65200 54
	中間納付譲渡割額	00 55
	納付譲渡割額 (⑳-㉑)	65200 56
	中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉒)	00 57
この申告書 が修正申告 である場合	既確定譲渡割額	
	差引納付譲渡割額	00 59
	消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	296400 60

②⑥ = (①+②)-(⑧+⑨+⑩+⑬)・修正申告の場合②⑥ = ④+⑤  
 ②⑥が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例  
 ⑩欄×22